

参考資料集

< 参照条文① > 所掌事務に関するもの

内閣府設置法（平成 1 1 年法律第 8 9 号）（抄）

（所掌事務）

第四条 1・2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

独立行政法人国立印刷局法（平成 1 4 年法律第 4 1 号）（抄）

（印刷局の目的）

第三条（略）

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

2・3（略）

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請）

第二十条（略）

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務（同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

< 参照条文② >

掲載事項等に関するもの

官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）（抄）

（官報）

第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。

官報の編集について（昭和48年3月12日事務次官等会議申合せ 令和3年8月27日最終改正）（抄）

1. 掲載する事項及びその内容

官報に掲載する事項及びその内容は、別紙のとおりとする。

2. 掲載の形式

形式は次のとおりとする。

- (1) 紙面の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- (2) 題字（「官報」）は、第1頁右上部に掲載し、地紋を入れること。
- (3) 奥付は、題字の下に掲載すること。
- (4) 掲載事項の目次及び法令のあらましは、原則として第1頁に掲載し、本文は、次頁から掲載すること。
- (5) 本文の組み形式は、原則として4段組みまでとし、各段ごとに横けいを入れること。
- (6) 本文の文字は、8ポイント活字を使用すること。
- (7) 広告は、原則として公告を掲載した後に掲載すること。
- (8) 正誤は、原則として最終頁に掲載すること

別紙：官報の掲載事項及びその内容

掲 載 事 項	掲 載 内 容
1 憲 法 改 正	1 国会召集 2 衆議院解散 3 衆議院議員総選挙施行 4 参議院議員通常選挙施行
2 詔 書	
3 法 律	
4 政 令	
5 条 約	外国文の併載 最高裁判所規則
6 最高裁規則	
…略…	…略…
19 地方自治事項	1 各省庁の公告 2 裁判所の公告 3 特殊法人等の公告 4 地方公共団体の公告 5 会社その他の公告
20 公 告	

(参考) EU、フランス、ドイツにおける官報電子化の状況

	EU	フランス	ドイツ
官報	欧州連合官報 (The Official Journal of the European Union : OJ)	フランス共和国官報 (Journal officiel de la République française : JORF)	連邦法令公報 (※) (Bundesgesetzblatt : BGBl)
発行機関	EU出版局 (The Publication Office of the European Union)	首相府法令行政情報局 (Direction de l'information légale et administrative, Services du Premier Ministre)	連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz)
媒体	●2013年から電子版が正本に。 ●Webサイト「EUR-Lex」(EUの公式法令データベース)において提供。	●2016年から電子版が正本に。 ●Webサイト「Légifrance」において提供。	●2023年から電子版が正本に。 ●Webサイト「recht.bund.de」において提供。
電子化に係る立法事実	●EU法へのアクセスがより迅速かつ経済的に。 ●デジタル市場の発展に繋がり、経済的・社会的な便益も向上。 ●法的確実性 (legal certainty) の向上。 ≪法案概説説明資料、規則制定文より≫	●アクセシビリティの向上。 ●資源の節約。 ●紙版の購読者数の大幅かつ継続的な減少。 ≪Par M. Alain ANZIANI上院議員提出法案調査資料(2015/10/7)より≫	●官報刊行プロセスの迅速化。 ●官報情報へのアクセス向上。 ●資源の節約。 ≪法令及び告示の公布に関する法案説明資料より≫

※ドイツでは、法律・法規命令等を掲載する「連邦法令公報」のほか、告示・公告等の掲載媒体として「連邦官報 (Bundesanzeiger:Banz)」が別に存在。連邦官報は2014年に既に電子化。

≪出典≫諸外国の法制事務のデジタル化に関する先行事例の調査・研究 (株式会社ぎょうせい/デジタル庁委託)、各国政府・機関HP等を基に内閣府において作成。

	EU	フランス	ドイツ
官報関係法令	●EU理事会規則「欧州連合官報の電子的刊行について」 (Council Regulation (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union)	●公衆と行政の関係に関する法典 (Code des relations entre le public et l'administration)	●ドイツ連邦基本法 (des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland) ●法令及び告示の公布に関する法律 (Gesetz über die Verkündung von Gesetzen und Rechtsverordnungen und über Bekanntmachungen)
電子版の効力	●EU官報は電子版で提供される。 ●電子版のみが真正であり、法的効力を有する。 《規則第1条》	●法律等は官報に掲載される。 ●官報は、電子形式で無期限に無料で提供される。 《法律部第221-9条、第221-10条》	●「連邦法令公報」は電子形式で提供することができる。 《ドイツ連邦基本法第82条》 ●「連邦法令公報」は連邦司法省がWebサイトで提供する。 《法律第2条》
紙官報の扱い	(下記参照)	●掲載事項について紙面での入手を求める旨の請求があった場合には、行政は対象箇所を送付 《法律部第221-10条 等》	(下記参照)
電子版が発行できない場合の代替手段	●電子版を発行することができない場合、EU出版局が発行する紙版のみが真正であり、法的効力を有する。 《規則第3条》	—	●「連邦法令公報」が長期間Webで公開出来ない場合、「連邦官報」のWebで公開。 ●「連邦官報」のWebでも公開できない場合は、紙で発行。 《法律第8条》
公開期間	無期限（閲覧は無料）《規則第2条》	無期限（閲覧は無料）	無期限（閲覧は無料） 《法律第2条、第4条》
保存機関及び保存期間	保存機関：EU出版局 保存期間：規定なし 《規則第4条》	—	保存機関：電子中間書庫 （※連邦公文書館にて設置） 保存期間：無期限 《法律第17条》
セキュリティ	●規則（EU）No 910/2014に適合する電子署名又はe-シールを付与。 《規則第2条》	—	●規則（EU）No 910/2014に適合するe-シールを付与。 《法律第7条》

官報の利用状況

(独) 国立印刷局作成資料

(令和3年度平均)

- ◆ 官報定期購読部数 約6,200部/月
- ◆ インターネット版「官報」(無料) 約529,000回/月
アクセス数
- ◆ 官報情報検索サービス会員数(有料) 約11,300件/月
約169,000回/月
アクセス数



各種料金等

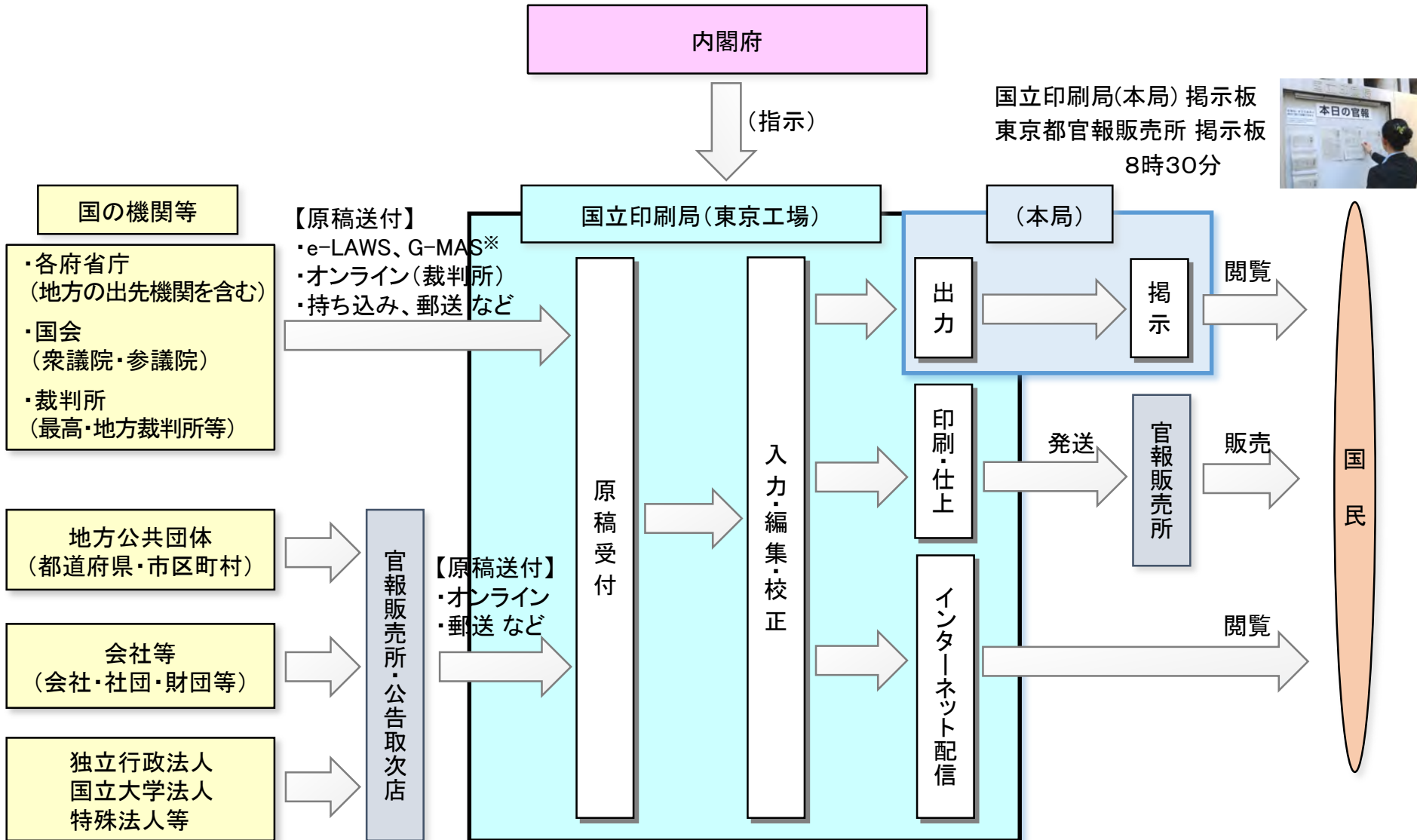
(独) 国立印刷局作成資料

官報に関するサービスは、民間と比較しても利用しやすい価格で提供している。
官報の購読料金及び公告料金を変更する場合は、内閣府の承認が必要となる（委託契約書 第8条）。

(税込)

1 官報定期購読料金	1,641円／月（配送料は別途2,200円）	
2 官報情報検索サービス（有料）		
	利用料金	会員数（令和3年度平均）
◇ Aコース：定期購読＋日付検索	無 料	約860件
◇ Bコース：定期購読＋日付検索＋記事検索	528円／月	約2,500件
◇ Cコース：日付検索	1,672円／月	約110件
◇ Dコース：日付検索＋記事検索	2,200円／月	約8,700件
3 公広告料金		
◇ 官庁公告	847円／行	
◇ 特殊法人、地方公共団体	1,059円／行	
◇ 裁判所公告（掲載事項毎に設定）		
（例）破産手続開始	10,683円／件	
◇ 会社公告	3,589円／行	
◇ 梓付公告	37,165円／梓（2.9cm × 6.1cm）	

官報発行の全体スキーム



※ e-LAWS: 法制執務業務支援システム(e-Legislative Activity and Work Support System)、デジタル庁所管
G-MAS: 省庁用官報原稿オンライン受付システム(Gazette Manuscript Acceptance System)、国立印刷局所管